

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月20日

【中間会計期間】 第8期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 イー・ギャランティ株式会社

【英訳名】 e G u a r a n t e e , I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 江 藤 公 則

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03-5447-3577(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 馬 場 豊 吉

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03-5447-3577(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 馬 場 豊 吉

【縦覧に供する場所】 イー・ギャランティ株式会社 大阪支店
(大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号)
株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (千円)	—	625,818	902,690	1,041,756	1,421,338
経常利益 (千円)	—	77,436	154,458	143,878	196,625
中間(当期)純利益 (千円)	—	79,515	87,301	158,905	164,174
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	—	930,000	1,048,575	930,000	1,048,575
発行済株式総数 (株)	—	19,200	20,200	19,200	20,200
純資産額 (千円)	—	1,080,896	1,490,008	1,001,381	1,402,706
総資産額 (千円)	—	1,833,518	2,542,935	1,723,973	2,496,043
1株当たり純資産額 (円)	—	56,296.70	73,762.78	52,155.29	69,440.91
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	4,141.41	4,321.87	8,276.35	8,521.59
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	4,283.91	—	8,509.89
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	59.0	58.6	58.1	56.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	24,020	115,593	476,428	431,521
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△36,011	△226,048	△548,340	△938,189
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	223,179
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	—	887,440	505,487	899,431	615,943
従業員数 (名)	—	34	51	28	42

- (注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。また、第7期の中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 4 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第6期及び第7期中間会計期間においては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において「親会社」であった伊藤忠商事株式会社は、同社子会社である伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社が業務執行組合員となっている「テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合」が所有していた持分4.4%の売却により同社による被所有割合が36.0%となったため、「その他の関係会社」に該当することとなりました。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	51
---------	----

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2 従業員数が、当中間会計期間において9名増加しておりますが、これは事業拡大による人員の増加によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、サブプライムローン問題等に端を発した米国経済の減速懸念や原油価格の高騰等の不安定要素があったものの、堅調な企業収益を背景とした設備投資の増加や雇用情勢の改善等を受けて、緩やかな拡大基調を維持しました。

しかし、一方で、雇用状況に目を移しますと、大企業は好決算を背景として、雇用者数を増やしておりますが、中小企業の雇用者数は減少しており、大企業と中小企業の格差が広がっていることが推測されます。また、当中間会計期間における企業の法的整理による倒産件数は5,503件となり、前期上半期（平成18年4月～9月）及び下半期（平成18年10月～平成19年3月）の倒産件数を上回っており、増加基調が続いております。

このような環境下、主力サービスである信用リスク保証サービスは、堅調に推移しました。また、九州地方への営業網の拡大を目的として、5月に九州支店を開設したことにより、当社の営業拠点は、東京本社・大阪支店・九州支店の1本社2支店となり、日本各地での市場開拓が可能となりました。

事業法人向け保証サービスにおいては、前期に引き続き、地方銀行との1県1行の提携戦略に基づき、㈱常陽銀行、㈱名古屋銀行、㈱百十四銀行、㈱山口銀行等と新たに業務提携を行い、その結果、業務提携を行う地方銀行は計23行となりました。また、地方銀行以外との提携にも積極的に取り組み、6月に有限責任中間法人日本中小企業経営支援専門家協会、7月に丸紅グループの丸紅セーフネット㈱及び豊田通商グループの豊通インシュアランスマネジメント㈱、9月に㈱新生銀行との提携にいたしました。

金融法人向け保証サービスにおいては、4月に金融法人向けサービスの強化・新規ビジネスモデルの構築を行う金融法人営業部を設置し、金融法人に対して積極的な営業活動を展開しました。

以上の結果、当中間会計期間における業績は、売上高902百万円（前年同期比144.2%）、営業利益150百万円（同195.8%）、経常利益154百万円（同199.5%）、中間純利益87百万円（同109.8%）となりました。

主なサービス別の業績は、次の通りであります。

①事業法人向け保証サービス

事業法人向け保証サービスにおいては、地方銀行だけでなく、㈱新生銀行等の地方銀行以外の金融機関や丸紅セーフネット㈱、豊通インシュアランスマネジメント㈱等の事業会社と新たに業務提携を行うとともに、これまで業務提携を行った提携先との関係強化を積極的に行いました。

また、九州支店を開設するとともに、東京本社及び各支店における営業人員の増員を図り、積極的な営業活動を可能とする体制を構築しつつあります。

このような諸施策を実施した結果、当該サービスに係る売上高は、860百万円（前年同期比145.0%）となりました。

②金融法人向け保証サービス

金融法人向け保証サービスにおきましては、事業会社系ファクタリング会社と新たに買取債権の保証サービスを開始する等顧客のニーズに対して柔軟なスキームを提供することを取り組みました。

一方で、当社内における事業の集中と選択を進め、収益性の低い企業間電子商取引決済サービスを縮小しております。この結果、当該サービスに係る売上高は、42百万円（前年同期比130.4%）となりました。

なお、保証引受け残高の推移は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
保証残高金額	49,119	66,905	61,725

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間のキャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における当社の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローが115百万円の資金増、投資活動によるキャッシュ・フローが226百万円の資金減となりました。財務活動によるキャッシュ・フローはありませんでした。その結果、当中間会計期間末の資金残高は、前事業年度末と比較して110百万円減少し、当中間会計期間末には505百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において営業活動の結果得られた資金は115百万円（前年同期比481.23%）となりました。これは、主として業績が順調に推移したことにより、税引前中間純利益を154百万円計上したほか、保証料収益に係る前受金が76百万円減少しましたが、その他に含まれるもののうち再保証委託先からの保証履行に係る未収入金が減少したこと等により36百万円増加したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において投資活動の結果減少した資金は226百万円（前年同期比627.71%）となりました。これは、定期預金の積増しによる支出が200百万円あったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において財務活動の結果得られた資金はありませんでした（前年同期ゼロ）。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績をサービス別に示すと、次のとおりであります。

商品別	サービス名		金額(千円)	前年同期比(%)
事業法人向け保証サービス	包括保証	売上高課金方式	196,931	112.8
		限度額課金方式	409,095	165.9
	個別保証		254,349	147.7
	小計		860,376	145.0
金融法人向け保証サービス	—		42,314	130.4
合計	—		902,690	144.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末に計画していた設備計画のうち、当中間会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					完了年月	従業員数(名)
		建物	器具及び 備品	ソフト ウェア	敷金 保証金	合計		
九州支店 (福岡県福岡市 博多区)	営業施設	3,123	3,827	—	5,043	11,993	平成19年5月	4

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,200
計	39,200

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,200	20,200	ジャスダック 証券取引所	—
計	20,200	20,200	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとして発行した新株予約権は次のとおりであります。

①平成18年10月31日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	549 (注) 1	548 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	549 (注) 1, 2	548 (注) 1, 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	180,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成20年11月1日～ 平成26年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 180,000 資本組入額 90,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れそ の他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 新株予約権の数(個)および、新株予約権の目的となる株式の数(株)については、退職等の理由により権利を喪失した者の数を減じております。

2. 株式の数の調整

本新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整を行い、調整により生じる1株未満の端数

は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができる。

3 払込金額の調整

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使に伴うものを除く)を行う場合、次の算式によりその時点における払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は1株当たり処分金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数 又は 処分する自己株式数}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社はその条件等を勘案の上、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

4 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

- ① 任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合
- ② 取締役又は監査役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)
- ③ 定年により、従業員が退職する場合
- ④ 任期途中で、取締役を退任した場合
- ⑤ 従業員が会社都合により退職した場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)

(2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。

(3) 1年間に権利行使できる新株予約権の個数は、以下のとおりとする。ただし、1年間に行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/2(役員は1/3)を上限とする。なお、所定の割当個数が10個以下あるときはこの限りでない。

(役員)

- ① 平成21年11月1日から平成22年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。
- ② 平成22年11月1日から平成23年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。
- ③ 平成23年11月1日から平成26年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

(従業員)

- ① 平成20年11月1日から平成21年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。
 - ② 平成21年11月1日から平成22年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。
 - ③ 平成22年11月1日から平成25年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。
- (4) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上調整される行使価額に上記(2)にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

②平成19年6月29日開催の定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	190
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	190 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	186,000 (注) 2
新株予約権の行使期間	—	平成22年6月30日 ～平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 186,000 資本組入額 93,000
新株予約権の行使の条件	—	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 4

(注) 1 株式数の調整

当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、それぞれ効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る金額で当社普通株式につき、新株の発行（新株予約権の行使によるものを除く）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1) 予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役、もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

- ① 任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合
- ② 取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）

③ 任期途中で、取締役を退任した場合

- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。
- (3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上調整される行使価額に上記（2）にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

③平成19年6月29日開催の定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	60 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	186,000 (注) 2
新株予約権の行使期間	—	平成21年6月30日 ～平成25年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 186,000 資本組入額 93,000
新株予約権の行使の条件	—	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 4

(注) 1 株式数の調整

当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{株式分割・株式併合の比率}}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、それぞれ効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る金額で当社普通株式につき、新株の発行（新株予約権の行使によるものを除く）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

- (1) 予約権の割当を受けた当社従業員及び当社子会社等の取締役、監査役、従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役、もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

- ① 任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合
- ② 取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受

けた場合を除く)

- ③ 定年により、従業員が退職する場合
 - ④ 任期途中で、取締役を退任した場合
 - ⑤ 従業員が会社都合により退職をした場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は論旨退職の制裁を受けた場合を除く）
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。
- (3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上調整される行使価額に上記（2）にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年9月30日	—	20,200	—	1,048,575	—	458,575

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2-5-1	7,278	36.03
株式会社帝国データバンク	東京都港区南青山2-5-20	1,794	8.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,407	6.97
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲3-3-3	1,200	5.94
株式会社ジェーシービー	東京都港区南青山5-1-22	1,000	4.95
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	784	3.88
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞ヶ関3-7-3	670	3.32
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	490	2.43
日興シティ信託銀行株式会社(投信口)	東京都品川区東品川2-3-14	300	1.48
松井証券株式会社(一般信用口)	東京都千代田区麴町1-4	201	0.99
計	—	15,124	74.87

(注) 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社としては網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義での保有株式数を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,200	20,200	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	20,200	—	—
総株主の議決権	—	20,200	—

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	589,000	375,000	315,000	226,000	162,000	231,000
最低(円)	319,000	277,000	219,000	153,000	101,000	117,000

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

なお、前中間会計期間に係る中間監査報告書は、平成19年2月2日に提出した有価証券届出書に添付されたものによっております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金	※1	1,387,440		2,105,487		2,015,943	
2 売掛金		13,585		1,969		12,051	
3 前払費用	※2	192,907		231,218		197,817	
4 繰延税金資産		78,428		12,536		45,111	
5 その他		72,947		86,166		139,979	
流動資産合計		1,745,308	95.2	2,437,378	95.9	2,410,901	96.6
II 固定資産							
1 有形固定資産	※3	36,606		47,150		34,073	
2 無形固定資産		7,850		8,940		7,211	
3 投資その他の資産		43,752		49,466		43,856	
固定資産合計		88,210	4.8	105,557	4.1	85,141	3.4
資産合計		1,833,518	100.0	2,542,935	100.0	2,496,043	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		48,505		47,353		44,001	
2 未払法人税等		3,427		37,104		5,437	
3 前受金	※4	623,427		863,999		940,611	
4 賞与引当金		—		15,885		—	
5 その他		28,962		30,759		49,477	
流動負債合計		704,321	38.4	995,102	39.1	1,039,527	41.6
II 固定負債							
1 役員退職慰労引当金		8,299		17,825		13,809	
2 預り保証金		40,000		40,000		40,000	
固定負債合計		48,299	2.6	57,825	2.3	53,809	2.2
負債合計		752,621	41.0	1,052,927	41.4	1,093,337	43.8
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		930,000	50.7	1,048,575	41.2	1,048,575	42.0
2 資本剰余金							
資本準備金		340,000		458,575		458,575	
資本剰余金合計		340,000	18.6	458,575	18.0	458,575	18.4
3 利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		△189,103		△17,141		△104,443	
利益剰余金合計		△189,103	△10.3	△17,141	△0.6	△104,443	△4.2
株主資本合計		1,080,896	59.0	1,490,008	58.6	1,402,706	56.2
純資産合計		1,080,896	59.0	1,490,008	58.6	1,402,706	56.2
負債純資産合計		1,833,518	100.0	2,542,935	100.0	2,496,043	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
I 売上高			625,818 100.0		902,690 100.0		1,421,338 100.0
II 売上原価			327,652 52.4		410,823 45.5		705,989 49.7
売上総利益			298,165 47.6		491,867 54.5		715,349 50.3
III 販売費及び一般管理費			221,435 35.3		341,633 37.9		506,815 35.6
営業利益			76,729 12.3		150,234 16.6		208,534 14.7
IV 営業外収益	※1		706 0.1		4,224 0.5		2,067 0.1
V 営業外費用			— —		— —		13,976 1.0
経常利益			77,436 12.4		154,458 17.1		196,625 13.8
VI 特別損失			— —		26 0.0		123 0.0
税引前中間(当期) 純利益			77,436 12.4		154,432 17.1		196,502 13.8
法人税、住民税 及び事業税		2,591		34,556		3,681	
法人税等調整額		△4,670	△2,078 △0.3	32,574	67,130 7.4	28,646	32,327 2.2
中間(当期)純利益			79,515 12.7		87,301 9.7		164,174 11.6

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

項目	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他の利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年3月31日残高(千円)	930,000	340,000	340,000	△268,618	△268,618	1,001,381	1,001,381
中間会計期間中の変動額							
中間純利益				79,515	79,515	79,515	79,515
中間会計期間中の変動額合計(千円)	—	—	—	79,515	79,515	79,515	79,515
平成18年9月30日残高(千円)	930,000	340,000	340,000	△189,103	△189,103	1,080,896	1,080,896

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

項目	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他の利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成19年3月31日残高(千円)	1,048,575	458,575	458,575	△104,443	△104,443	1,402,706	1,402,706
中間会計期間中の変動額							
中間純利益				87,301	87,301	87,301	87,301
中間会計期間中の変動額合計(千円)	—	—	—	87,301	87,301	87,301	87,301
平成19年9月30日残高(千円)	1,048,575	458,575	458,575	△17,141	△17,141	1,490,008	1,490,008

前事業年度の株主資本変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

項目	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他の利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年3月31日残高(千円)	930,000	340,000	340,000	△268,618	△268,618	1,001,381	1,001,381
事業年度中の変動額							
新株の発行	118,575	118,575	118,575			237,150	237,150
当期純利益				164,174	164,174	164,174	164,174
事業年度中の変動額合計(千円)	118,575	118,575	118,575	164,174	164,174	401,324	401,324
平成19年3月31日残高(千円)	1,048,575	458,575	458,575	△104,443	△104,443	1,402,706	1,402,706

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度の 要約キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
1 税引前中間(当期)純利益		77,436	154,432	196,502
2 減価償却費		3,967	5,900	8,469
3 賞与引当金の増加額		—	15,885	—
4 役員退職慰労金引当金の増加額		2,495	4,015	8,005
5 受取利息		△672	△4,224	△2,028
6 株式交付費		—	—	6,170
7 上場関連費用		—	—	7,800
8 固定資産除却損		—	26	123
9 売上債権の減少額		975	10,081	2,509
10 仕入債務の増加(△減少)額		△498	3,351	△5,002
11 前払費用の増加額		△14,217	△33,400	△19,127
12 前受金の増加(△減少)額		40,186	△76,611	357,370
13 その他		△84,002	36,524	△128,721
小計		25,670	115,982	432,071
14 利息及び配当金の受取額		672	2,041	1,765
15 法人税等の支払額		△2,321	△2,430	△2,315
営業活動による キャッシュ・フロー		24,020	115,593	431,521
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
1 定期預金の預入による支出		—	△1,150,000	△900,000
2 定期預金の払戻による収入		—	950,000	—
3 有形固定資産の取得による支出		△38,169	△17,686	△40,075
4 無形固定資産の取得による支出		△240	△3,068	△512
5 敷金保証金の差入による支出		△5,179	△5,293	△5,179
6 敷金保証金の返還による収入		7,578	—	7,578
投資活動による キャッシュ・フロー		△36,011	△226,048	△938,189
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
1 株式発行による収入		—	—	230,979
2 株式上場に伴う支出		—	—	△7,800
財務活動による キャッシュ・フロー		—	—	223,179
IV 現金及び現金同等物の 減少額		△11,991	△110,455	△283,488
V 現金及び現金同等物の 期首残高		899,431	615,943	899,431
VI 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※	887,440	505,487	615,943

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 器具及び備品 4～5年</p> <hr/> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <hr/> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2 引当金の計上基準	<p>(2) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(2) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
3 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左	同左
4 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左	同左
5 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて計上しております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>

中間財務諸表の基本となる重要な事項の変更
(会計方針の変更)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、1,080,896千円であります。</p> <p>中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間の中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,402,706千円であります。</p> <p>財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 担保資産 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金(定期預金) 500,000千円 担保付債務は次のとおりであります。 当社は保証契約先から引き受けた保証債務の一部について、その履行義務の保証を金融機関に依頼しておりますが、それに係る担保として上記の定期預金を差し入れております。</p>	<p>※1 担保資産 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金(定期預金) 500,000千円 担保付債務は次のとおりであります。 同左</p>	<p>※1 担保資産 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金(定期預金) 500,000千円 担保付債務は次のとおりであります。 同左</p>
<p>※2 前払費用 主として当社が再保証委託先に支払う保証料(支払保証料)及び代理店に支払う紹介料(諸手数料)に係わる前払相当額であります。</p>	<p>※2 前払費用 同左</p>	<p>※2 前払費用 同左</p>
<p>※3 有形固定資産の減価償却累計額 4,313千円</p>	<p>※3 有形固定資産の減価償却累計額 12,152千円</p>	<p>※3 有形固定資産の減価償却累計額 7,438千円</p>
<p>※4 前受金 当社が保証契約先から受取る保証料に係わる前受相当額であります。</p>	<p>※4 前受金 同左</p>	<p>※4 前受金 同左</p>
<p>5 偶発債務 保証債務 49,119,360千円 当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記保証残高は、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。なお、これに係る保証債務については、金融機関等による保険及び保証によって全額補填されております。</p>	<p>5 偶発債務 保証債務 66,905,450千円 同左</p>	<p>5 偶発債務 保証債務 61,725,200千円 同左</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 営業外収益のうち主なもの 受取利息 672千円	※1 営業外収益のうち主なもの 受取利息 4,224千円	※1 営業外収益のうち主なもの 受取利息 2,028千円
2 減価償却実施額 有形固定資産 2,806千円 無形固定資産 1,160千円	2 減価償却実施額 有形固定資産 4,832千円 無形固定資産 1,067千円	2 減価償却実施額 有形固定資産 6,397千円 無形固定資産 2,072千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期末
普通株式(株)	19,200	—	—	19,200

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期末
普通株式(株)	20,200	—	—	20,200

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	19,200	1,000	—	20,200

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

公募増資による新株発行 1,000株

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間貸借対照表に掲記さ れている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在) 現金及び預金 1,387,440千円 預入期間 3ヶ月超の △500,000千円 定期預金 <hr/> 現金及び 現金同等物 887,440千円	※ 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間貸借対照表に掲記さ れている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在) 現金及び預金 2,105,487千円 預入期間 3ヶ月超の △1,600,000千円 定期預金 <hr/> 現金及び 現金同等物 505,487千円	※ 現金及び現金同等物の期末残高 と貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) 現金及び預金 2,015,943千円 預入期間 3か月超の △1,400,000千円 定期預金 <hr/> 現金及び 現金同等物 615,943千円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																																
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 (器具及び備品)</td> <td>7,103</td> <td>3,594</td> <td>3,508</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td> <td>19,301</td> <td>14,049</td> <td>5,252</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,405</td> <td>17,643</td> <td>8,761</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	有形固定資産 (器具及び備品)	7,103	3,594	3,508	無形固定資産 (ソフトウェア)	19,301	14,049	5,252	合計	26,405	17,643	8,761	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 (器具及び備品)</td> <td>4,564</td> <td>3,042</td> <td>1,521</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td> <td>3,080</td> <td>821</td> <td>2,258</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,644</td> <td>3,864</td> <td>3,779</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	有形固定資産 (器具及び備品)	4,564	3,042	1,521	無形固定資産 (ソフトウェア)	3,080	821	2,258	合計	7,644	3,864	3,779	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 (器具及び備品)</td> <td>7,103</td> <td>4,588</td> <td>2,515</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td> <td>19,301</td> <td>16,068</td> <td>3,233</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,405</td> <td>20,656</td> <td>5,748</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	有形固定資産 (器具及び備品)	7,103	4,588	2,515	無形固定資産 (ソフトウェア)	19,301	16,068	3,233	合計	26,405	20,656	5,748
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																															
有形固定資産 (器具及び備品)	7,103	3,594	3,508																																															
無形固定資産 (ソフトウェア)	19,301	14,049	5,252																																															
合計	26,405	17,643	8,761																																															
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																															
有形固定資産 (器具及び備品)	4,564	3,042	1,521																																															
無形固定資産 (ソフトウェア)	3,080	821	2,258																																															
合計	7,644	3,864	3,779																																															
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																															
有形固定資産 (器具及び備品)	7,103	4,588	2,515																																															
無形固定資産 (ソフトウェア)	19,301	16,068	3,233																																															
合計	26,405	20,656	5,748																																															
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 5,098千円 1年超 3,907千円 合計 9,005千円	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 1,792千円 1年超 2,114千円 合計 3,907千円	(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 2,902千円 1年超 3,019千円 合計 5,921千円																																																
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 3,476千円 減価償却費相当額 3,268千円 支払利息相当額 158千円	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 2,101千円 減価償却費相当額 1,968千円 支払利息相当額 87千円	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 8,948千円 減価償却費相当額 8,418千円 支払利息相当額 299千円																																																
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同左	(5) 利息相当額の算定方法 同左																																																
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(減損損失について) 同左	(減損損失について) 同左																																																

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成18年9月30日)

当社は有価証券を保有していないため、該当事項はありません。

当中間会計期間末(平成19年9月30日)

当社は有価証券を保有していないため、該当事項はありません。

前事業年度(平成19年3月31日)

当社は有価証券を保有していないため、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当社はデリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

当社はデリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社はデリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

ストック・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年10月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社従業員 30名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 695株
付与日	平成18年10月31日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間 (注) 3	平成18年10月31日～平成23年10月31日
権利行使期間 (注) 3	平成20年11月1日～平成26年10月31日
権利行使価格(円)	180,000
付与日における公正な評価単価(円) (注) 4	—

(注) 1 スtock・オプションの数は株式数に換算して記載しております。

2 権利行使の条件等

新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要す。その他の細目について「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

3 対象勤務期間と権利行使期間との重複期間については、段階的に確定いたします。

4 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第一回ストック・オプションの公正な評価単価については、ストック・オプション付与時において当社が未公開企業であったため、本源的価値によっております。

また、本源的価値を算定する基礎となる自社株式の評価額は、1株当たりの類似会社比較方式により算定しております。株式の評価額と新株予約権の行使価格により本源的価値を算定した結果、単位当たりの本源的価値はゼロとなったため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロとしています。

(持分法損益等)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当社には子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

当社には子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社には子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 56,296円70銭 1株当たり中間純利益金額 4,141円41銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 73,762円78銭 1株当たり中間純利益金額 4,321円87銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 4,283円91銭	1株当たり純資産額 69,440円91銭 1株当たり当期純利益金額 8,521円59銭 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 8,509円89銭

(注) 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1 1株当たり純資産額

項目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	1,080,896	1,490,008	1,402,706
普通株式に係る純資産額(千円)	1,080,896	1,490,008	1,402,706
普通株式の発行済株式数(株)	19,200	20,200	20,200
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	19,200	20,200	20,200

2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(千円)	79,515	87,301	164,174
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	79,515	87,301	164,174
期中平均株式数(株)	19,200	20,200	19,265
潜在株式調整後1株当たりの中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	—	179	26
(うち新株予約権(株))	—	179	26
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—	—

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																
<p>(新株予約権の発行)</p> <p>平成18年10月31日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権を平成18年11月1日付で発行することを決議いたしました。</p> <p>1 新株予約権の発行日 平成18年11月1日</p> <p>2 新株予約権の発行数 695個</p> <p>3 新株予約権の発行価額 無償</p> <p>4 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 695株 (新株予約権1個あたり1株)</p> <p>なお、発行日以降、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式につき調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> $\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}}{1}$ <p>また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができる。</p> <p>5 新株予約権の行使に際しての払込価額 1株当たり180,000円</p> <p>当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> $\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times 1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$	<p>(新株予約権の発行)</p> <p>平成19年6月29日開催の定時株主総会で決議した会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権の発行について、平成19年9月25日開催の取締役会において具体的内容を決議し、平成19年10月1日に発行いたしました。</p> <p>なお、平成19年9月25日開催の取締役会において決議した新株予約権の発行に関する具体的内容は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="496 757 914 1783"> <tr> <td>会社名</td> <td>提出会社</td> </tr> <tr> <td>付与日</td> <td>平成19年10月1日</td> </tr> <tr> <td>付与対象者の区分及び人数</td> <td>当社取締役3名 当社従業員2名</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td>250個</td> </tr> <tr> <td>株式の種類及び付与数</td> <td>普通株式 250株 (新株予約権1個につき1株) 対象者別内訳は以下のとおりです。 当社取締役190株 当社従業員 60株</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の発行価額</td> <td>無償</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額及び資本組入額</td> <td>払込金額 1株当たり 186,000円 資本組入額 1株当たり 93,000円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使による株式の発行価額の総額</td> <td>46,500,000円</td> </tr> </table>	会社名	提出会社	付与日	平成19年10月1日	付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員2名	新株予約権の数	250個	株式の種類及び付与数	普通株式 250株 (新株予約権1個につき1株) 対象者別内訳は以下のとおりです。 当社取締役190株 当社従業員 60株	新株予約権の発行価額	無償	新株予約権の行使時の払込金額及び資本組入額	払込金額 1株当たり 186,000円 資本組入額 1株当たり 93,000円	新株予約権の行使による株式の発行価額の総額	46,500,000円	<p>1 当社従業員及び当社子会社の取締役、監査役、従業員に対するストックオプションの付与について</p> <p>平成19年6月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員及び当社子会社等の取締役、監査役、従業員に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>この詳細については「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (8) スtock オプション制度の内容」に記載しております。</p> <p>2 当社取締役に対するストックオプションの付与について</p> <p>平成19年6月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条、第239条及び第361条の規定に基づき、当社取締役に対する報酬として特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>この詳細については「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (8) スtock オプション制度の内容」に記載しております。</p>
		会社名	提出会社															
		付与日	平成19年10月1日															
		付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員2名															
		新株予約権の数	250個															
		株式の種類及び付与数	普通株式 250株 (新株予約権1個につき1株) 対象者別内訳は以下のとおりです。 当社取締役190株 当社従業員 60株															
		新株予約権の発行価額	無償															
		新株予約権の行使時の払込金額及び資本組入額	払込金額 1株当たり 186,000円 資本組入額 1株当たり 93,000円															
新株予約権の行使による株式の発行価額の総額	46,500,000円																	

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使に伴うものを除く)を行う場合、次の算式によりその時点における払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済み株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数をいうものとする。</p> $\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}} \times \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数}}{\text{既発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数}}{\text{既発行株式数}}}$ <p>さらに、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社はその条件等を勘案の上、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。</p> <p>6 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行価格及び資本組入額 発行価格 180,000円 資本組入額 90,000円</p> <p>7 新株予約権の行使期間 自 平成20年11月1日 至 平成26年10月31日</p> <p>8 新株予約権の割当を受けた者及び数 取締役 3名 225個 従業員 30名 470個</p> <p>9 新株予約権の行使条件 (1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。但し、次の場合はこの限りではない。 ① 任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合 ② 取締役又は監査役を解任された場合(但し、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)</p>		

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>③ 定年により、従業員が退職する場合</p> <p>④ 任期途中で、取締役を退任した場合</p> <p>⑤ 従業員が会社都合により退職した場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)</p> <p>(2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。但し、相続は除く。</p> <p>(3) 1年間に権利行使できる新株予約権の個数は以下のとおりとする。但し、1年間に行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/2(役員は1/3)を上限とする。なお、所定の割当個数が10個以下であるときはこの限りでない。</p> <p>(役員)</p> <p>① 平成21年11月1日から平成22年10月31日まで上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。</p> <p>② 平成22年11月1日から平成23年10月31日まで上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。</p> <p>③ 平成23年11月1日から平成26年10月31日まで上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。</p>		

前中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
<p>(従業員)</p> <p>① 平成20年11月 1 日から平成21年10月31日まで上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。</p> <p>② 平成21年11月 1 日から平成22年10月31日まで上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。</p> <p>③ 平成22年11月 1 日から平成25年10月31日まで上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。</p> <p>(4) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>		

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第7期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)平成19年6月29日関東財務局長に提出。

(2) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストック・オプション制度に伴う新株予約権発行）の規定に基づく臨時報告書を平成19年9月26日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記(2) 臨時報告書の訂正報告書）を平成19年9月28日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年 2月 1日

イー・ギャランティ株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 庭 四 志 次 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 服 部 一 利 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年10月31日開催の臨時株主総会及び取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権の発行決議を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月17日

イー・ギャランティ株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 庭 四 志 次 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 服 部 一 利 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。